

シニア向け情報

ん用意しています。

ご家族の介護負担を減らし、皆さんが笑顔でゆとりある暮らしができるようお手伝いします。

利用日 月～金曜(祝日・年末年始を除く)
※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能です。お気軽にお問合せください。

ところ 在宅老人デイサービスセンター(西公民館1階)
セントラル(西公民館1階)

対象 次の認定を受けた方
・要介護1・2・3
・要支援1・2・3

利用料

- ・自己負担金(介護度等により変わります)
- ・食材料費(1食500円)
- ・機能訓練等材料費(月額500円)

日増しに秋の訪れを感じる、過ごしやすい季節となりました。デイサービスを利用して、ちょっとだけ新しいことを始めてみませんか。小さな一步が明日の元気につながります。

デイサービスセンターでは、ご自宅までの送迎はもちろん、健康

チェック、入浴、食事やさまざまなお楽しいレクリエーションを準備しています。生活機能の向上を目指し、一人ひとりの「できる力」を生かした創作活動や季節のイベントなどのプログラムをたくさん



●アルミ缶アートを作りました

デイサービスを利用してください

問合せ先 在宅老人デイサービ
スセンター
☎(443)0552

高齢者インフルエンザ 予防接種(定期接種B類疾病)

この予防接種は法律上の義務ではなく、自らの意思で接種を希望する方のみ接種してください。

対象 本町に住民登録のある65歳以上の方および60歳以上65歳未満で特定疾患の方

接種期間 10月17日(月)～12月16日(金)

接種回数 1回

実施場所 大治町・津島市・愛西市・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村の指定医療機関

接種料金 自己負担1000円(指定医療機関での支払い)

※生活保護世帯の方は無料で接種できます。印鑑を持参の上

接種日の1週間前までに保健センターへ申請してください。

接種方法 町内の指定医療機関で接種をご希望の方は、事前に医療機関へ予約し、接種料金、本人確認書類(健康保険証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳など)を持参の上、接種期間内に接種してください。

町外の指定医療機関で接種をご希望の方は、接種前に保健センターへお問合せください。

※60歳以上65歳未満で特定疾患の方は、疾病的程度を証明できるもの(身体障害者手帳等)を持参の上、接種前に保健センターで申し込みが必要です。

問合せ先 保健センター 健康館すこやかおおはる
☎(444)2714

シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 10月12・26日(水)午前10時
※所要時間は1時間程度です。

対象 総合福祉センター高齢者生きがい活動センター内2階会議室60歳以上の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

協定保養所の利用を助成します

愛知県後期高齢者医療制度被保険者の皆さんのが健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所を宿泊利用する場合に利用料の一部を助成します。

助成金額 一人1泊 1000円

※平成28年4月1日から平成29年3月31日宿泊分まで、全保養所合わせて4泊まで利用できます。

田原市 シーサイド伊良湖

蒲郡市 サンヒルズ三河湾
☎ 0533(68)4696

豊田市 百年草
☎ 0565(62)0100

犬山市 レイクサイド入鹿
☎ 0568(67)3811

桑名市
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島
☎ 0594(42)3330

東浦町
あいち健康の森。プラザホテル
☎ 0562(82)0211

利用方法 利用される方は、直接保養所へ申し込んでください。
制度被保険者であることを伝え

てください。宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示し利用カードの交付（押印）を受けてください。

精算時に通常料金に対し、100円を助成します。

問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合 紙付課

☎ (955) 1205

防犯カメラ等補助金開始

安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、防犯対策として、戸数10戸以上の集合住宅の共用部分等や駐車台数10台以上の駐車場に防犯カメラ等を購入設置した管理組合、所有者の方に対し、補助金を交付します。

対象

町内に所在する次の①～③に該当する方で、県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか、町が定める条件、遵守事項等を遵守できる方

- ①分譲マンションは、戸数10戸以上の物件の管理組合
- ②賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)は、戸数10戸以上の物件の所有者
- ③駐車場は、自動車10台以上駐車可能な物件の所有者

※補助金の交付は、1対象者につき1回限りとします。

補助金額

防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内とし、5万円を限度額とします。(1,000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代・占用料等は除きます。

申請方法等

防犯カメラ等を設置しようとする方は、事前に役場防災危機管理課にご相談ください。申請要領等についてご説明します。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算を超えるときは申請の受け付けを停止します。



申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151